

**ANA アメリカン・エクスプレス提携カード  
メンバーシップ・リワード・プログラム会員規約**

**第1条（規約の目的）**

1. この規約は、アメリカン・エクスプレス・インターナショナル,Inc.日本支社（以下「当社」といいます）が全日本空輸株式会社（以下「ANA」といいます）と提携して発行するカードに関して、当社が企画・運営する「ANAアメリカン・エクスプレス提携カード — メンバーシップ・リワード・プログラム」（以下「当プログラム」といいます）において会員に提供される特典・便益の内容および会員がこの特典・便益を受けるための条件を規定するものです。当プログラムの対象カードには当社が企画・運営する「アメリカン・エクスプレス・カード メンバーシップ・リワード・プログラム」は適用されません。

2. 当社は、必要あると認めるときは、いつでもこの規約を変更することができるものとします。

**第2条（対象カードおよび対象会員）**

1. 当プログラムの対象となるカードは、当社またはその関連会社が日本国内で発行するアメリカン・エクスプレスのカードのうち、この規約の末尾の別表に掲げられたカードとします（以下「対象カード」といいます）。

2. 当プログラムにおいて提供される特典・便益は、この規約に定めるところにより、対象カードの利用額に応じて当該カードの基本カード会員に対して与えられます。

**第3条（当プログラムの特典・便益）**

当社は、対象カードの利用額に応じて次条に従い与えられるポイントにより交換できる特典・便益を随時設定・変更できるものとし、これを対象カードの基本カード会員に対し随時通知または公表します。

**第4条（ポイントの付与・失効）**

1. 各対象カード（対象カードについて追加のカードが発行されているときは当該追加のカードを含みます。）の各利用毎に、当該利用額に応じて別表に規定するポイントが当該利用額を当社が処理した日の属するプログラム年度分として当該基本カード会員の対象カードに累積されます。付与されたポイントは当社に属するものとし、会員はポイントについて所有権を有するものではありません。

2. 前項のポイントの対象となるカード利用額には、対象カードによる物品・サービスの購入の代金（延べ払い方式、ボーナス払い方式等の支払方法の如何を問いません。）を含みます。ただし、次のものは含まれません。

- (1) 遅延損害金
- (2) 銀行口座自動振替決済の場合の引落し不能手数料
- (3) トラベラーズ・チェックの購入代金（購入手数料を含みます。）
- (4) リボルビング払いにおける手数料
- (5) 対象カードの年会費、および第9条の「ポイント移行コース」参加費
- (6) Edy(エディ)へのチャージおよび楽天 Edy サービスの利用額
- (7) 当社が指定する特定の加盟店での利用代金、その他、当社が特に定める利用代金および手数料

3. 各プログラム年度とは、原則として対象カードの基本カード会員がそのカード会員資格を取得した月の当社が定める日およびその翌暦年以降の各暦年の応当日を起算日とする各1年間の期間をいいます。
4. 各プログラム年度において累積したポイントの一部を特典・便益に交換した結果、年度末においてポイントが残存する場合、当該ポイントは、翌々プログラム年度の末日までこれを特典・便益に交換することができるものとし、翌々プログラム年度の末日までにその全部または一部が特典・便益に交換されなかったときは、その残存するポイントは同日において失効するものとし、前項の規定を適用します。
5. 前項の規定に拘らず、第9条第2項に定める「ポイント移行コース」に登録している会員はその登録期間中、ならびに、ANAアメリカン・エクスプレス・ゴールド・カードおよびANAアメリカン・エクスプレス・スーパーフライヤーズ・ゴールド・カード会員はその会員資格を有している期間中の残存ポイントについては、失効しないものとし、前項の規定を適用します。なお、会員が(1)第9条第2項に定める「ポイント移行コース」の登録を取り消した場合、または(2)ANAアメリカン・エクスプレス・ゴールド・カード会員もしくはANAアメリカン・エクスプレス・スーパーフライヤーズ・ゴールド・カード会員がANAアメリカン・エクスプレス・カードに切り替えて、「ポイント移行コース」を選択しなかった場合、その時点で特典・便益に交換可能なポイントについては、(1)の場合は当該取り消し日、(2)の場合は当該切り替え日の属するプログラム年度に獲得されたものとして、前項の規定を適用します。
6. 本条のポイント算定の対象となった利用額について、物品・サービスの購入の取消等により利用額の調整があった場合、当該調整に応じその時点のポイントの累積残高の調整を行います。

#### **第5条（ポイントの合算）**

1. 会員が基本カード会員として2枚以上の対象カードを保有する場合および、対象カード以外のアメリカン・エクスプレスのカードを保有する場合のいずれにおいても、ポイントを合算することはできません。

#### **第6条（ポイント数の告知）**

1. 当社は基本カード会員に対し、対象カードの利用額の各月の請求書において、当該請求書の締め日の直近のポイント集計日現在の対象カードに係るポイントの状況を示します。
2. 基本カード会員は、当社のウェブサイトから何時でも対象カードに係るポイントの状況を照会することができます。

#### **第7条（ポイントの特典・便益への交換）**

1. この規約に基づき特典・便益への交換が可能なポイント数を保有する基本カード会員は、当該ポイントの全部または一部を使用して特典・便益への交換を当社に対して申し出ることができます。ただし、基本カード会員の当社に対する支払債務に延滞がある場合、この申し出を行うことはできないものとし、前項の規定を適用します。
2. 前項の申し出に際し、基本カード会員は、当該申し出の日において有効な特典・便益の中から希望するものを指定するものとし、前項の規定を適用します。ただし、事情により基本カード会員の希望する特典・便益が提供できないときは、基本カード会員は他の特典・便益を希望し、または、前項の申し出を撤回することができます。基本カード会員から当社に対して特典・便益への交換の申し出があった場合、当社は会員の登録

E メールアドレス宛てに申し込み確認のメールを発信することがあります。

3. 前項ただし書に規定する場合を除き、本条第1項の申し出の変更、取消または撤回をすることはできないものとします。また前2項の申し出により受け取った特典・便益を他の特典・便益と取り替えることはできません。
4. 当プログラムに基づく特典・便益として提供された物品・サービスの瑕疵または当該物品・サービスの提供に際して生じた事故に関するクレームは、会員と当該物品・サービスを提供した当プログラムの参加加盟店との間で処理するものとし、当社はこれについて一切責任を負いません。
5. ポイントの特典・便益への交換(第9条に基づくANAマイレージクラブへのポイントの移行を含みます。)があった場合、当該ポイントの交換、交換した特典・便益の利用その他会員の当プログラムへの参加に関する事項について当社およびその関連会社は会員その他の者に対して免責されるものとします。
6. 当プログラムの下で与えられるポイントまたはこれにより受ける特典・便益について租税公課が課せられる場合、当該租税公課は会員の負担といたします。
7. 当プログラムに基づく特典・便益として提供される物品・サービス(第9条に基づき、ANAが提供する特典・便益を含みます。)については、旅行傷害保険、ショッピング・プロテクション等、カードの利用に通常付帯する特典・便益の適用はありません。
8. 当社が、当プログラムに基づく特典・便益として提供される物品・サービス(第8条のリワード・クーポンを含む)を会員の登録住所宛てに発送したにもかかわらず、会員の受理不能等の理由により会員に届けることができない場合、当社は6か月間保管の後、これを処分することができるものとします。この場合、当該交換に使用したポイントが再び有効となることはありません。

#### **第8条 (リワード・クーポン)**

1. 前条の申し出において、会員がその希望する特典・便益として参加加盟店より物品・サービスの提供を無償で受けることのできるリワード・クーポンを選択した場合、会員は当該クーポンに記載する有効期間中に当該クーポンに記載する指示に従ってこれを使用するものとします。

リワード・クーポンを紛失した場合または有効期間の満了その他の事由によりリワード・クーポンが失効した場合、当社はこれについて一切責任を負いません。

2. 会員がリワード・クーポンに記載する範囲を超えて参加加盟店の物品・サービスを購入した場合、その代金は会員と当該参加加盟店との間で精算するものとします。

#### **第9条 (ANAマイレージクラブへのポイント移行)**

1. 対象カードの基本カード会員は、この規約に基づき特典・便益への交換が可能なポイントの全部または一部を、本条に定めるところに従い、ANAの提供するマイレージプログラム(以下「ANAマイレージクラブ」といいます)に移行することができます。
2. ANAマイレージクラブへのポイント移行にあたっては、当社所定の様式にて事前に申し出ることにより「ポイント移行コース」に登録し、参加費として毎年 6,000 円+消費税を当社からの請求に従い通常のカード利用代金と同様に当社に支払うものとします。お支払いいただいた参加費はポイント移行の有無にかかわらず、また登録期間中に登録の取り消しがあった場合でも一切お返しできません。当該

登録は登録完了の日から1年間有効とし、期間中対象カードの基本カード会員はANAマイレージクラブにポイントを移行することができます。期間終了後は会員から申し出がない限り自動更新とし、以上と同様とします。以上の規定にかかわらず、ANAアメリカン・エクスプレス・ゴールド・カードおよびANAアメリカン・エクスプレス・スーパーフライヤーズ・ゴールド・カード会員については登録および参加費を要しないものとします。

3. 前項の登録の日如何に拘らず、当該登録日までに累積したポイントで、この規約に基づき特典・便益に交換可能なものは、ANAマイレージクラブに移行することができます。

4. 会員は、ANAマイレージクラブに関する規約を遵守するものとします。ANAマイレージクラブについてANAが会費等を課す場合、会員がこれを負担するものとします。本条により移行されたポイント並びに当該プログラムのその他の事項についてのANAの行為については、当社は一切責任を負いません。

5. この規約に基づき特典・便益への交換可能なポイントをANAマイレージクラブに移行する場合、この規約およびANAマイレージクラブの規約に従って行うものとします。当該ポイントの移行は1,000ポイント単位とし、移行は1日1回、1日の移行の上限は999,000ポイントとし、その申し出は当社所定の手続きに従って行っていただきます。1ポイントはANAマイレージクラブの1マイルに換算されるものとします。一旦ANAマイレージクラブに移行されたポイントは、当プログラムのポイントに戻すことはできません。

#### **第10条（会員資格の終了）**

1. 各対象カードの基本カード会員の会員資格が事由の如何に拘らず終了した場合（当社または当社の関連会社が国内外を問わず発行するカードへの切り替えを含む）、その時点までに当該カードについて累積したポイントはその時点において失効するものとします。

2. 前項に拘らず、基本カード会員の対象カードが他の対象カードに切り替えられた場合、切り替え前の対象カードについて累積したポイントは切り替え後の対象カードのポイントとして引続き有効とします。

#### **第11条（当プログラムの中止等）**

1. 当社は、その事業上の必要により、何時でも当プログラムの全部または一部を中止することができるものとします。この場合、当社はその適当と認める方法により予めその旨基本カード会員に通知いたします。

2. この規約に基づき交換できる特典・便益の内容は、当社の裁量により何時でもこれを変更することができるものとします。

3. 第9条に定める「ポイント移行コース」の参加費のほか、当社は、必要と認めるときは、プログラム年会費等の支払いを当プログラムへの参加の条件とすることができるものとします。

#### **第12条（ポイントに係る紛議等）**

1. この規約の下で与えられる対象カードのポイントは当該対象カードの基本カード会員に限って与えられるものであり、これを他の会員その他の者に譲渡することはできません。

2. 対象カードのポイントは金銭的な価値を有するものではなく、この規約に従って特典・便益と交換す

るために使用されるほか、如何なる場合も、当社はこれを買取ったり、またはこれを見返りに支払いをすることはありません。

3. 当プログラムへの参加資格、ポイントの有効性、有効なポイント数、またはANAマイレージクラブへのポイントの移行に関する疑義その他、当プログラムの運営に関して生ずる疑義は、当社の裁量により決するところによるものとします。

4. 当プログラムへの参加またはその利用に際して基本カード会員またはその追加のカード会員に不正または不当な行為があったときは、当社は何時でも当該基本カード会員の当プログラムへの参加資格を取り消すことができるものとし、この場合、その取消の時までに累積したポイントはすべて失効するものとします。

5. この規約に明示するもののほか、当社は当プログラムの運営に関して基本カード会員その他の者に対し何らの責任を負うものではないものとします。

6. 当プログラムの運営に関して当社がこの規約の条項に従った処理を怠った場合においても、当該条項の効力は何ら影響するものではなく、当該条項は引き続きそのまま効力を有するものとします。

(2014.2.1 現在)

アメリカン・エクスプレス・インターナショナル, Inc.

東京都杉並区荻窪4丁目 30 番 16 号

※「楽天 Edy(ラクテンエディ)」は、楽天グループのプリペイド型の電子マネーサービスです。

(別表)

対象カード

- . ANAアメリカン・エクスプレス・カード
- . ANAアメリカン・エクスプレス・ゴールド・カード
- . ANAアメリカン・エクスプレス・スーパーフライヤーズ・ゴールド・カード

ポイントの付与

①	原則(以下の場合を除く)	利用金額100円につき1ポイント
②	ANA ANAセールス ANA商事 での各利用金額	ANAアメリカン・エクスプレス・カードの場合 ・利用金額100円につき1.5ポイント * 利用金額100円につき1ポイントとなる一部店舗・サービスがあります。 ANAアメリカン・エクスプレス・ゴールド・カード ANAアメリカン・エクスプレス・スーパーフライヤーズ・ゴールド・カードの場合 ・利用金額100円につき2ポイント * 利用金額100円につき1ポイントとなる一部店舗・サービスがあります。
③	当社が指定する特定の加盟店での各利用金額	利用金額200円につき1ポイント